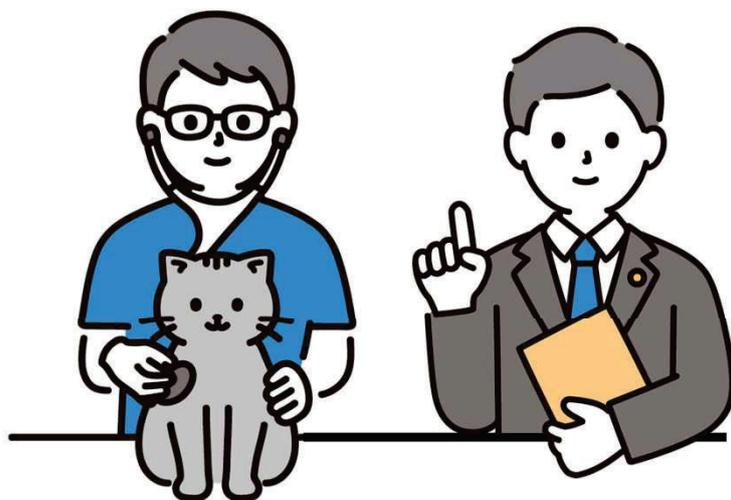




令和7年度 獣医師育成対策委託事業

適正な広告で 飼い主に有益な情報発信を!



公益社団法人 東京都獣医師会
獣医療広告適正化検討委員会

【第1部】
～NG事例で分かりやすく禁止事項を解説～

「あなたのHPは大丈夫？」



東京都獣医師会 獣医療広告適正化検討委員会
獣医師 伊藤優真
(祐天寺どうぶつ医療センター 勤務)
弁護士 田村勇人
(弁護士法人フラクタル法律事務所 代表)

自己紹介



獣医師・博士 伊藤 優真 (Yuma Ito)

- ・祐天寺どうぶつ医療センター勤務
- ・帝京大学大学院公衆衛生学研究科 客員研究員
- ・東京都獣医師会 広報委員会 委員長
- ・東京都獣医師会 獣医療コミュニケーション適正化検討委員会 委員長



弁護士 田村 勇人 (Hayato Tamura)

- ・東京都獣医師会、横浜市獣医師会、千葉県獣医師会顧問弁護士
- ・医療訴訟の医療側代理人を務める
- ・現在も医師・歯科医師・獣医師の顧問弁護士としてリーガルサービスを提供
- ・弁護士歴：21年

令和5年10月13日公布の省令（令和5年農林水産省令第52号）は、令和6年4月1日より獣医療広告のルールを変更

東京都獣医師会では、
昨年度実施された獣医療広告の改正について、
より分かりやすくお伝えするための参考情報として、
本会会員の皆様にアンケートをとりました

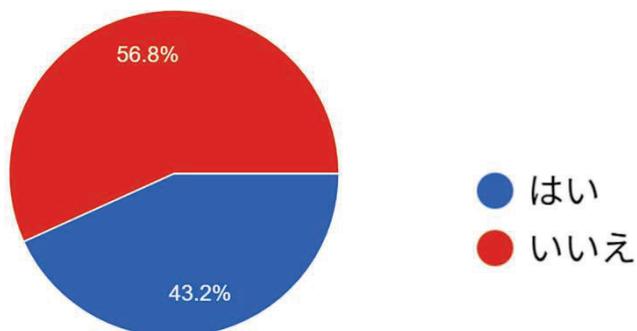


回答いただいた皆様ご協力ありがとうございました

【質問】

令和6年4月1日に、獣医療広告のルールが変更されたことを
知っていましたか？

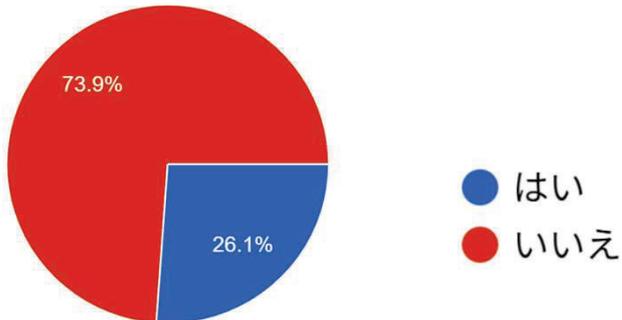
88件の回答



【質問】

広告できる内容（特例：広告しても差し支えないもの）が、新たに追加されたことを知っていましたか？

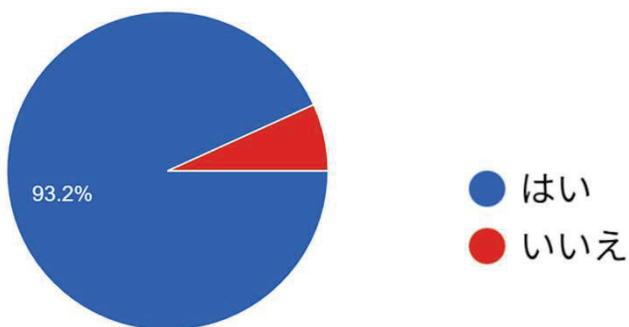
88件の回答



【質問】

獣医療（動物病院）の広告規制が一部緩和・変更されたのであれば、詳しい内容を知りたいと思いますか？

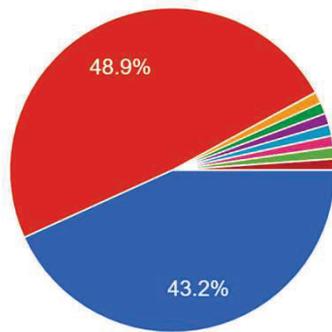
88件の回答



【質問】

これまでに「違反している」と感じる広告を見たことがありますか？

88件の回答

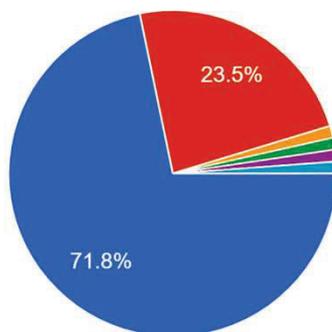


- はい
- いいえ
- 確信して見えるものはない
- わかりません
- 見た記憶がありません
- サブりを勧めることは、適切なのでしょうか？
- その視点で見ていない
- どこが違反なのかが判らない
- それが違反かどうか不確か

【質問】

“獣医療広告はルールが複雑なので、自分の動物病院では積極的な広告を控えている”という状況はありますか？

88件の回答



- はい
- いいえ
- 動物病院ではないので回答不可能です。
- 分かりません
- 臨床を行っていない
- 広告の必要性を感じない

アンケート結果から
みなさん改正された変更内容も分からず、積極的な広告を
控えてしまっていることが分かりました。

動物病院の広告では法律で許された『限られた内容』を
掲載することができます。



では、こういった広告が違法で、どのような内容であれば
適法なのかを説明します。

インターネット広告を検討するためのポイント

法規制は主に

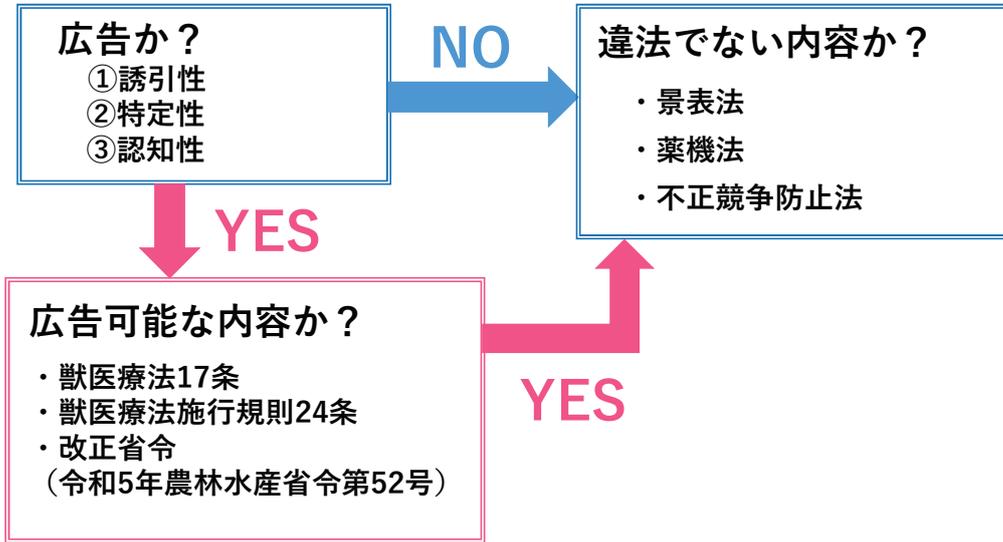
- 1 獣医療法（17条）
- 2 獣医療法施行規則（24条）
- 3 改正省令（令和5年農林水産省令第52号）
- 4 景表法
- 5 薬機法
- 6 不正競争防止法

の6つがあることに気をつけましょう

※診療施設等ウェブサイト発信については、原則広告制限の対象ではない
ものの、獣医療広告ガイドラインにて一定の管理が行われてることに注意



インターネット広告検討の流れ



広告制限見直しのポイント

令和6年3月31日まで



令和6年4月1日から

New 正確かつ適切な情報提供の努力義務	
獣医師に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○専門科名、学位又は称号 ○診療機器、大臣指定診療施設 ○家畜防疫員、農業共済獣医師、衛指協指定獣医師 ×獣医師の専門性、履歴
	<ul style="list-style-type: none"> ○専門科名、学位又は称号 ○診療機器、大臣指定診療施設 ○家畜防疫員、農業共済獣医師、自衛防疫指定獣医師 ○獣医師の役職履歴、農林水産大臣の指定する認定機関によって認められた専門性 (1) 動物臨床医学会 (公益財団法人 動物臨床医学研究所) 資格名：獣医総合臨床認定医 (2) 一般社団法人 日本獣医麻酔外科学会 資格名：① 動物麻酔基礎技能認定医 ② 動物麻酔上級技能認定医 ③ 日本小動物外科専門医 (3) 一般社団法人 日本獣医がん学会 資格名：① 獣医腫瘍科認定医Ⅰ種 ② 獣医腫瘍科認定医Ⅱ種 (4) 公益社団法人 日本動物病院協会 資格名：① 獣医総合臨床認定医 ② 獣医内科認定医 ③ 獣医外科認定医 (5) 一般社団法人 日本獣医循環器学会 資格名：① 獣医循環器認定医 ② 獣医循環器上席認定医 (6) 一般社団法人 日本獣医皮膚科学会 資格名：一般社団法人 日本獣医皮膚科学会認定医 (7) 日本産業動物獣医学会 (公益社団法人 日本獣医師会) 資格名：① 乳牛農場管理認定獣医師 ② 肉牛農場管理認定獣医師 ③ 豚農場管理認定獣医師

広告制限見直しのポイント

令和6年3月31日まで ➡ 令和6年4月1日から

<p>診療内容に関すること</p>	<p>○家畜体内の受精卵の採取、犬猫の避妊去勢手術、ワクチン接種、フィラリア症の予防、健康診断 ×高度な診療行為、ノミ・ダニ駆除、マイクロチップ装着</p>	<p>New 正確かつ適切な情報提供の努力義務</p> <p>○医薬品医療機器等法に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品、医療機器（医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを用いる検査、手術その他の治療を行うこと。 = 高度な診療内容に関すること ○愛玩動物看護師がいることも可</p> <p>但し、通常必要となる診療内容や費用の情報、診療のリスクや副作用に関する解説、問合わせ先の併記</p>
-------------------	---	--

広告制限見直しのポイント

令和6年3月31日まで ➡ 令和6年4月1日から

<p>WEB情報</p>	<p>バナー広告等を除き、広告制限の対象外との基本的考え方</p>	<p>New 正確かつ適切な情報提供の努力義務</p> <p>原則広告ではない New 但し、獣医療安全対策としてウェブサイトでの情報提供についてガイドラインで一定の管理 ➡ 「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」、及び「費用」を全て表示して、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切に情報を発信することが望ましい</p>
--------------	-----------------------------------	---

実際に動物病院が発信している広告に該当してしまう例を参考に、こういった点が違法なのか解説します



動物病院がYouTubeで発信している動画





→治療効果の保証・断定的表現は禁止

(省令第24条第2項第1号口、獣医療法第17条第1項)



→FIP治療薬は未承認薬のため、広告禁止

(医薬品医療機器等法第68条、省令第24条第2項3号、獣医療法第17条1項)



→FIP治療薬は未承認薬のため、広告禁止

(医薬品医療機器等法第68条、省令第24条第2項第3号、獣医療法第17条第1項)



→症例のビフォーアフターの画像の使用は禁止

【解説】

- ① 未承認薬を用いた治療
- ② ビフォーアフターの画像を出す
- ③ 治療効果の保証や断定をする **は全部×**

①は医薬品医療機器等法68条及び獣医療法17条にて禁止
②③は飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、
適切に選択できるかという観点から **×**

【獣医療広告ガイドラインに関するQ&A（令和6年1月作成）第3 広告可能な事項について】

問5 医薬品医療機器等法上承認されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・容量が異なる医薬品・医療機器（以下「未承認医薬品等」という。）を用いた治療についての広告はできるでしょうか。

（答）未承認医薬品等を用いた治療については、広告できません。例えば、「動物用として未承認である漢方薬を用いた治療」や「動物用の医薬品を適用外使用する治療」が該当します

獣医療法上の広告に該当する → 獣医療法上の規制がある

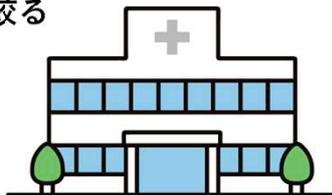
獣医療法上の広告に該当しない → 獣医療法上の規制がない

※ただし別法令の規制がある

広告を規制する理由は、飼い主が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるようにするため

》》》「広告」するには飼い主に誤解を与えない
適切な情報のみに絞る

〇〇アニマルクリニック
所在：東京都港区南青山●-●-●
管理者：獣医師 ●●●●
連絡先：03-□□□□-□□□□



ここで病院やってるよ
ぐらいの情報が安全

【第2部】
～適正な広告で飼い主に有益な情報発信をしよう～
「こんなHPならOK！」



東京都獣医師会 獣医療広告適正化検討委員会
弁護士 田村 勇人
(弁護士法人フラクタル法律事務所 代表)

獣医師 藤田 道郎
(日本獣医生命科学大学 教授)

獣医師 井上 舞
(ロイヤルカナンジャパン合同会社 学術担当)

自己紹介



獣医師・博士 藤田 道郎 (Michio Fujita)

- ・日本獣医生命科学大学教授
- ・専門分野：呼吸器病学、画像診断学



獣医師・博士 井上 舞 (Mai Inoue)

- ・栄養学、疫学を専門とし、近年では愛玩動物看護師向けの教育に力を注いでいる。
- ・猫派が高じてねこ医学会(JSFM)理事もつとめる。

改正によって、広告可能になったもの

- ・ 獣医師または診療施設の専門科名
- ・ 診療内容に関すること
- ・ 獣医師の専門性に関する認定を受けたこと など

特に上記3つの情報は動物病院としては、集患につながるので
広告に載せたい情報

➡ ただし、「専門科名」「専門性に関する認定を受けた」
については誤解されている獣医師や動物病院が多い

広告可能な事項について

獣医師又は診療施設の専門科名（法17条第1項第1号）

「専門科名」…大学の講座名にある等、一般的にその名称が広く認められているもの、
診療対象動物名を示すもの

ア 専門分野を示す科名

内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、寄生虫科、外科、整形外科、
泌尿器科、繁殖科（産科、臨床繁殖科）、放射線科（臨床放射線科）、腫瘍科、画像診断科、
皮膚科、耳鼻科、眼科、歯科、麻酔科、神経科、リハビリテーション科、行動診療科等

イ 対象動物を示す科名

大動物専門科、牛専門科、豚専門科、馬専門科、鳥専門科、犬・猫専門科、小鳥専門科、
エキゾチックアニマル専門科、うさぎ専門科、ハムスター専門科、フェレット専門科、
は虫類専門科等

広告可能な事項について

獣医師の専門性に関する認定を受けたこと（省令第24条第1項第2号）

「認定」…農林水産大臣の指定する団体が運用する認定プロセスを経ていること

- ✓ 誇大広告に該当し、省令第24号第2項第1号ロ「提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならない」に違反しないように注意
- ✓ 非常勤の獣医師については、常時勤務との誤解を与えないように非常勤である旨や勤務する日時を示す必要がある

- （広告可能な例）
獣医師○○○○（●●認定□□□□専門獣医）
- ×（広告不可の例）
獣医師○○○○（□□□□専門獣医）

広告可能な事項について

高度な診療内容に関すること（省令第24条第1項第3号）

高度な診療内容…椎間板ヘルニアに対する片側椎弓切除術、白内障の眼科手術、細胞を用いた再生医療など

広告する際には、

- A 飼育者等が広告内容について照会できるように「問合せ先」
- B 通常必要とされる診療の内容、費用
- C 診療に係る主なリスク、副作用等の事項

の全てを併記する必要がある

- ✓ 優良誤認表示や誇大広告にならないようにしつつ、A、B、Cを全て併記
- ✓ 承認前の医薬品等については薬機法で広告禁止
- ✓ 承認・認証がされていても、医薬関係者向けの医療機器や医療用医薬品、要指示医薬品は広告できない（医薬品の品名を出さない）

具体的な併記事項

【主なリスク、副作用】

診療における主なリスク、副作用等を十分に記載

【費用】

・標準的な費用または最低金額～最高金額を記載する
・別途発生する費用や内訳を記載する

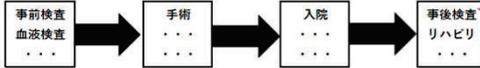
犬の椎間板ヘルニア手術について

当院では、犬の椎間板ヘルニア手術を実施しております。

手術内容 椎間板ヘルニアにおいて、保存療法や薬物療法で対応できない外科手術

※麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。
痛後何かあれば、下記連絡先まで連絡の上、ご来院ください。

診療の流れ 治療期間：○日
治療回数：○回～（事後検査・リハビリ含む）



診療にかかる費用

総額○○～○○円	初診料：○○円 事前・事後検査代金：○○～○○円 手術代金（麻酔含む）：○○円 入院代金：○○円 リハビリ代金：○○円
目安○○円	

▲▲動物病院
(内科、外科)

TEL：03-0000-0000
(提携病院連絡先：00-0000-0000)
住所：東京都港区南青山0-0-0
www.00000.00.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9：00～18：00

【診療の内容】

・（診療期間及び回数）
通常必要とされる診療期間及び回数を記載する

・（通常必要とされる治療）
診療の内容を適切かつ十分に記載する

【問合せ先】

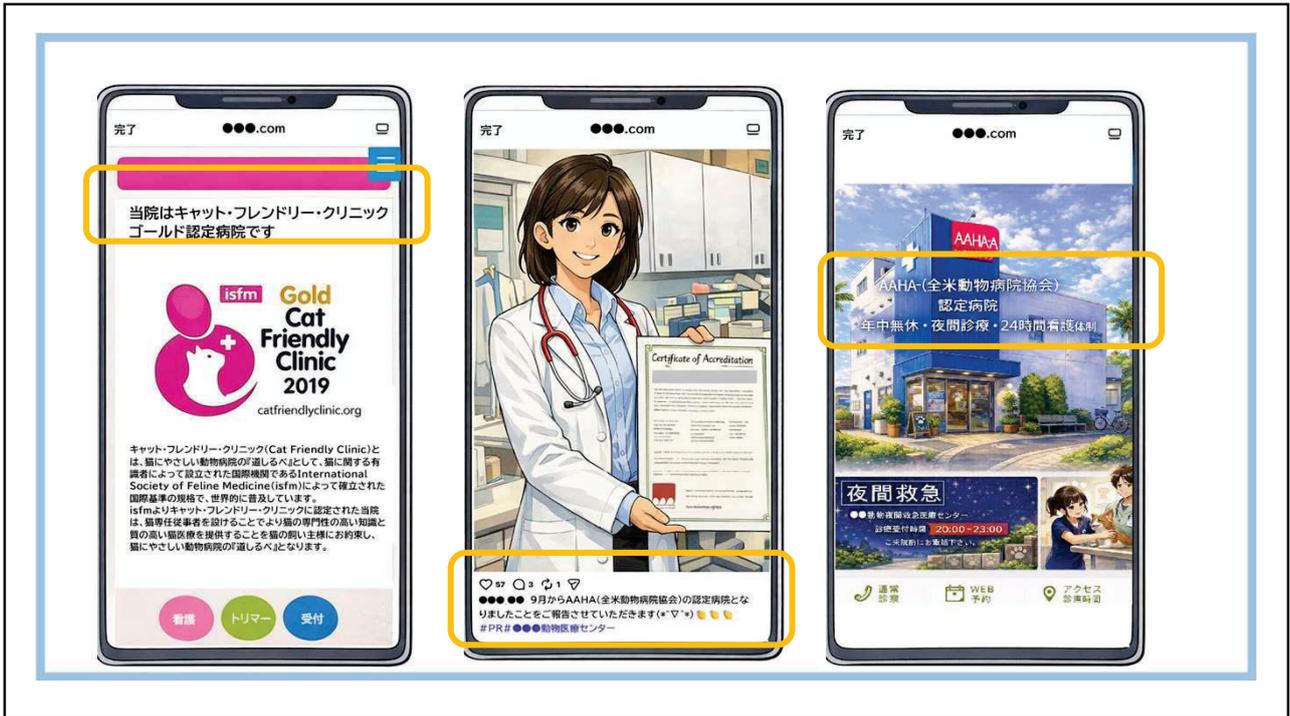
・内容についての問合せや容易に照会が可能な連絡先を記載

・診療後の症状の悪化や副反応が認められた場合に備えて、その対応が可能な診療施設の連絡先（診療時間外の連絡先を含む）

農林水産省発行「獣医療広告制限の見直しについて」より抜粋

実際に動物病院が発信している過失的な広告違反について
解説していきます

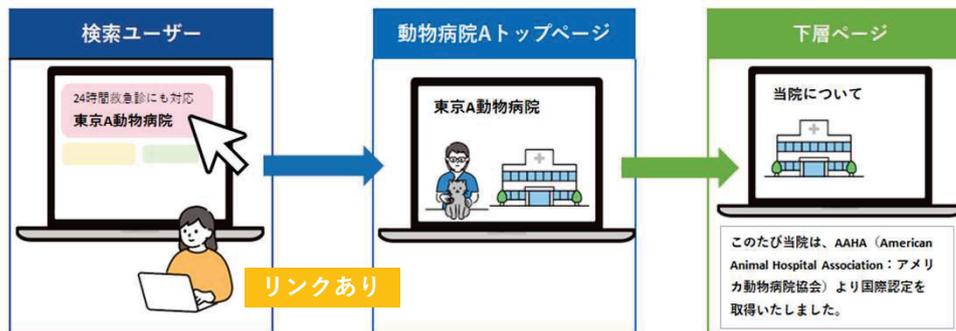




では、次のようなケースはどうなるか考えていきましょう。



- ① 東京A動物病院にはHPがある。
- ② 東京A動物病院は、リスティング広告を行っており、そのリンクから広告内容とともに東京A動物病院のHPのトップページに飛ぶことができる。
- ③ 移動したトップページから飛んだ動物病院HPの下層ページに、獣医療広告規制に該当する広告に載せてはいけない内容がある。
- ④ トップページと、東京A動物病院の下層ページはリンクで直結していないが、リスティング広告から結果的に飛ぶことができるので病院HPの下層ページも広告に当たることになり違反となるか？否か？



【東京都産業労働局・農林水産省からの回答】

リスティング広告からのリンクで飛んだHPのAページ（仮にトップページだとします）に載っている情報は広告とみなされるが、Aページから移動したBページに記載されていることは広告にあたらない。

ただ、Aページ（トップページ）に「お知らせ」のような形でBページのリンクを貼るときに、リンク先の情報としてBページの内容がAページに記載されてしまうとNGなので注意が必要です。



➤➤➤ 「詳しくはこちら」等、誘導する意図のある表現でリンクしている場合は、一体のページとみなされる可能性があるため、広告に該当しても問題ない情報発信をしてください

違反広告を放置すると

【獣医療業界へのデメリット】

- ・ 獣医療業界全体にクレームが増加
- 「あの先生は●●という病気は絶対治ると言っていたから、治らないのは医療ミスだ」というクレームに繋がる
悪貨が良貨を駆逐する。駆逐されたらどうにもならない。
- ・ 適正な競争が行われなくなる
- ・ 獣医療業界全体の信頼の低下
- ・ 医療の質の低下



【飼い主へのデメリット】

- ・ 正しい情報を得て、適切な医療を受ける機会を失う
- ・ 不必要な治療や検査を受けさせられるリスク



違反広告を見つけたら



【相談先一覧】

- ・ 獣医療広告に関する相談先
→ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/kouku-10.pdf>
- ・ 東京都の相談先
→ 東京都産業労働局農林水産部食料安全課獣医事担当
☎03-5320-4845
- ・ 景表法（ステマ・比較広告等）に関する相談先
→ 消費者庁（ステマは表示対策課）
☎ 03-3507-8800（代表）
フォーム：https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/disobey_form_003

memo



セミナー動画配信中！

左記のQRコードからログインいただくか、東京都獣医師会ホームページの記事検索に「獣医療広告」と検索ワードを入力してご視聴ください。

【発行】 公益社団法人東京都獣医師会

【監修】 獣医療広告適正化検討委員会

【発行日】 令和8年3月

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

電話 03-3475-1701 / info@tvma.or.jp